

文部科学省共済組合貸付規程運用方針

第1条関係

貸付けの対象となる組合員は、定款第13条第1号及び第3号に掲げる者とする。

第6条関係

- 1 第一号ロ（物資貸付）、第二号（特別貸付）、第三号（住宅貸付）及び第四号（特別住宅貸付）の貸付けについては、それぞれの事由に要する費用に対する貸付けであることから、費用を相手先に支払った後における貸付け（事後の貸付け）は行わない。
- 2 第一号ロ（物資貸付）の「物資」とは、単品で10万円以上の家具等耐久消費財の物資に限るものとする。なお、転売、レンタル又は投資等営利を目的とした物資の購入は、貸付けの対象に含まないものとする。
- 3 第一号ハ（特認貸付）の「本部長が特に必要と認めた費用」とは、同号ロ及び第二号から第四号に掲げる事由以外の費用であって、次に掲げるものとする。
 - (1) 組合員の転居に伴う引越及び退去に要する費用
 - (2) 組合員の1月以上の海外出張等に要する費用
 - (3) その他特別の事由で本部長が真にやむを得ないと認めた事由に要する費用
- 4 第二号イ（教育貸付）の「これに準ずる学校」には、学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条に規定する各種学校の認可を受けていないが、履修内容が同法に規定する各種学校と同様のものである専門学校を含み、「これらの学校に準ずる外国の教育機関」には、履修内容が国内において同法が適用される教育機関と同様のものである外国の教育機関を含むものとする。なお、貸付けの対象には、制服代等業者に対して支払う費用、留学のための海外渡航費用、ホームステイ費用、塾の入学金及び授業料、通学のための下宿費用、カルチャーセンター又はクラブ費用等は含まないものとする。
- 5 第二号ロ（結婚貸付）の貸付けの対象には、結婚式に出席する者の旅費又は宿泊費用、新居の引越費用又は敷金礼金等は含まないものとする。
- 6 第二号ハ（医療貸付）の貸付けの対象には、出産（医療行為を伴うものを除く。）に要する費用、美容及び整形のための費用、老人施設等の福祉施設（介護老人保健施設又は介護療養型医療施設等に療養することを入所の目的とする場合を除く。）に支払う費用等は含まないものとする。
- 7 第二号ニ（葬祭貸付）の貸付けの対象には、生前に墓地、墓石又は戒名等を購入するための費用及び葬儀に出席する者の旅費又は宿泊費用等は含まないものとする。
- 8 第二号ホ（災害貸付）の貸付けの対象には、罹災証明書等その災害を受けた事実を証明する書類が発行されない災害による被害は含まないものとする。
- 9 第三号（住宅貸付）において、住宅の増改築（住宅の移築、災害復旧のための敷地の補修を含む。）、修繕とは、住宅部分について行う修理（壁・屋根の塗装、屋根の葺替え及び建具取替を含む。）、付帯設備の設置（住宅に設置する浄化槽、外塀及び上・下水道等の住宅に付帯して必要とされる施設を建設する場合をいう。）若しくは修理をいう。また、土地の借入れに要する費用とは、敷金・保

証金等の一時金のことをいい、家賃の前払いは含まないものとする。

- 10 第三号（住宅貸付）及び第四号（特別住宅貸付）の貸付対象物件は、借受人の名義（共有の場合を含む。以下同じ。）であるもの又は借受人の名義となるものとする。また、共有名義（共有名義の相手方の範囲は限定しない。）による住宅の新築、購入、増改築、修繕又は土地の購入若しくは借入れに要する費用については、借受人の持分が借入金額を下回ってはならない。ただし、相手方が配偶者若しくは一親等の親族又は本部長が承認した者である場合は、共有の相手の持ち分についても貸付けを行うことができるものとする。
- 11 第三号（住宅貸付）及び第四号（特別住宅貸付）の対象とする費用には、不動産登記手数料等、物件取得に際して間接的に発生する費用は含まず、物件取得に係る直接費用（物件の対価及び付随する消費税）のみとする。
- 12 第三号（住宅貸付）における「支部長が特に必要と認めた場合」、「支部長が特に認めた組合員」及び第四号（特別住宅貸付）における「支部長が特に認めたもの」とは、次により同居する家族構成やその必要性を十分に審査のうえ決定するものとする。
 - (1) 「支部長が特に必要と認めた場合」及び「支部長が特に認めたもの」は次のとおりとする。
 - ① 60歳以上の老人とその家族が同居する住宅（当該老人とその配偶者のみが同居する住宅を除く。）
 - ② 6人以上の家族が同居する住宅
 - ③ 2世帯以上が同居する住宅
 - ④ 次のいずれかに該当する心身障害者とその親族が同居する住宅
 - a 身体障害者
身体障害者福祉法施行規則の障害程度等級表のうち4級以上の障害があることにより身体障害者福祉法により都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けている者
 - b 戦傷病者
恩給法別表第1号表ノ2に掲げる症状のうちいずれか又は別表第1号表ノ3に掲げる第1款症の障害があることにより戦傷病者特別援護法により厚生労働大臣から戦傷病者手帳の交付を受けている者
 - c 知的障害者等
次のいずれかに該当する者であること。
 - イ 児童福祉法により児童相談所から重度又はこれに準ずる程度の精神障害者と判定されている者
 - ロ 知的障害者福祉法により知的障害者更正相談所から重度又はこれに準ずる程度の知的障害者と判定されている者
 - ハ 精神障害の診断又は治療に関し相当の経験を有する医師から重度又はこれに準ずる程度の精神障害者と判定されている者
 - (2) 「支部長が特に認めた組合員」は次のとおりとする。
遠隔地の被扶養者の居住する住宅の購入等の資金を必要とする組合員及び転勤等により単身赴任になった場合、被扶養者のみが居住している住宅の増改築等の資金を必要とする組合員

第7条関係

第1項

再任用常勤職員等に係る各号に定める組合員期間は、退職手当が通算される場合に限り、引き続いている組合員期間とする。

第3項

弁済額による貸付けの可否は、貸付弁済額計算書による計算結果に基づき行うものとする。ただし、第8条第3項の規定に基づく貸付けを行う場合に限り、支部長が必要と認める範囲で限度額を変更することができるものとする。

第4項

- 1 借受人は、第11条第1項に規定する借用証書と併せて貸付けを受けた日から起算して5年以内にその土地に住宅を建築する旨の誓約書を提出しなければならない。
- 2 住宅を建築しなければならない期間の延長の承認を受けようとする借受人は、住宅建築義務期間延長願及び延長期間内に住宅を建築する旨の誓約書を提出しなければならない。
- 3 支部長は、前項の規定による延長を承認した場合、借受人に住宅建築義務期間延長承認書を交付するものとする。
- 4 前項の規定により延長を承認した場合は、5年の範囲内であっても、再度の延長は認めないものとする。
- 5 支部長は、土地のみを購入し又は借り入れた借受人の名簿等を作成し、住宅建築の確認のため、これを5年間（延長された場合はその期間も含む。）管理するものとする。
また、当該借受人が他の組合又は他の支部へ異動した場合、異動先に住宅建築の有無を通知するものとする。
- 6 土地のみを購入し又は借り入れた借受人は、住宅建築後、その事実を支部長（異動した場合は、住宅建築時点において所属する組合の支部長）に第15条第2項第一号に定める添付書類を添えて報告するものとする。

第8条関係

第1項

育児休業等により俸給の全部又は一部が支給されない組合員が、新たに貸付けを受けようとする際の月収額は、育児休業等の直前の月収額とする。

第4項

- 1 5年を経過する日における退職手当相当額は、退職手当法第3条に規定する自己の都合による退職として算定した額とする。この場合において、5年以内に退職することが明らかな場合にあっては同様とする。
- 2 退職手当相当額を算定する場合の5年を経過する日の退職手当法第6条の4に規定する退職手当の調整額は、申込日の職務の級を基準とした区分とし、5年間の区分の変更は見込まないものとする。
- 3 退職手当相当額に加算できる5年間における弁済すべき額（支払利息相当部分を除く。）は、5年後の退職手当相当額を第16条第1項第三号に掲げる貸付金の額と見なして当該各号に掲げる月数で除して得た額（1千円未満の端数があるときは1千円単位に切り上げた額）を1回の弁済すべき額とし、その額を5年間

弁済した場合の合計額とする。

第5項

宿舍の明渡しを請求された組合員の住宅貸付の貸付限度額は、第1項で算定された退職手当相当額又は第4項で算定された退職手当相当額に当該期間において弁済すべき額(支払利息相当部分を除く。)を加えた額にそれぞれ200万円を加算した額とする。

第9条関係

第1項

- 1 貸付けの申込みにおいて、支払うべき費用の性格や契約等の関係で、期間を空けて分割で支払う必要がある費用(住宅購入の際の頭金と中間金、授業料の前後期分割納入等)については、一括で支払うことが不可能であれば、支払時期に合わせてその都度貸付けの申込みを行うものとし、共通する添付書類は写しとして差し支えないものとする。

第2項

- 1 第一号から第三号までの「本部長が必要と認める書類」とは、次の各号に掲げる書類とする。
 - (1) 物資貸付 見積書
 - (2) 特別貸付 貸付事由及び金額を証する書類
 - (3) 住宅貸付及び特別住宅貸付 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める書類
 - イ 住宅を新築する場合 工事費等見積書の写し、工事契約書の写し、住宅の平面図、確認済証の写し(建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に該当する場合に限る。)、宿舍の明渡しを請求されたことを確認できる書類(第8条第5項の規定の適用を受けようとする場合に限る。ロにおいて同じ。)
 - ロ 住宅等を購入する場合 売買契約書の写し、登記事項証明書、住宅の平面図(土地のみを購入する場合を除く。)、5年以内に住宅を建築する旨の誓約書(土地のみを購入する場合に限る。)、宿舍の明渡しを請求されたことを確認できる書類
 - ハ 住宅を増改築又は修繕する場合 工事費等見積書の写し、工事契約書の写し、住宅の平面図
 - ニ 住宅等を借り入れる場合 賃貸契約書の写し、住宅の平面図(土地のみを借り入れる場合を除く。)、5年以内に住宅を建築する旨の誓約書(土地のみを借り入れる場合に限る。)
- 2 第二号の「貸付事由及び金額を証する書類」のうち貸付事由を証する書類とは、貸付事由毎に次の各号に掲げるもののうちのいずれかとし、金額を証する書類とは、金額が記載された契約書の写し、見積書又は請求書の写し若しくはこれらに類するものであってその金額を確認できるもののいずれかとする。なお、被扶養者以外の組合員の配偶者、子若しくは父母に係る費用の場合は、組合員との続柄が確認できる書類を添付するものとする。
 - (1) 教育貸付 学校等が発行した入学許可書の写し、合格通知書の写し又は在学証明書等

- (2) 結婚貸付 住民票又は結婚式若しくは披露宴の案内状若しくは婚姻の事実を証するに足る書類（所属所長の証明を含む。）等
 - (3) 医療貸付 医師等の発行する診断書又はこれに相当する書類若しくは処方箋の写し等
 - (4) 葬祭貸付 埋葬許可証の写し又は火葬許可証の写し等
 - (5) 災害貸付 罹災証明書の写し又は事故証明書の写し等
- 3 住宅貸付及び特別住宅貸付については、第三号に掲げる書類に加えて退職手当相当額計算書と次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 住宅を新築するが土地購入を伴わない場合、新築に係る土地の所有権等を確認するため、その土地の登記事項証明書（借受人名義（共有を含む。）の場合に限る。）、土地所有者の承諾書又は借地契約書の写し等
 - (2) 住宅を増改築又は修繕する場合で、増改築又は修繕の前後でその登記内容に変更がある場合は、工事前の登記事項証明書
 - (3) 土地のみを購入又は借り入れる場合で、建築確認を受けている場合は、確認済証の写し

第12条関係

一般資金貸付保険及び住宅資金貸付保険の保険料は、組合が負担する。

第13条関係

- 1 連帯保証人は、組合員（国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第3条第1項又は第2項で規定する共済組合に属する組合員をいい、任意継続組合員及び継続長期組合員を除く。）資格を有し、借受人に代わり弁済する能力を有する者でなければならない。
- 2 連帯保証人は、連帯保証人届に記名のうえ捺印しなければならない。
- 3 連帯保証人が、組合員の資格を喪失したことその他の理由によりその要件を欠くこととなったときは、直ちに連帯保証人を変更し、連帯保証人変更届を提出しなければならない。
- 4 普通貸付及び特別貸付の連帯保証人は、原則として保証債務額と同額の貸付けを受ける資格の有する者でなければならない。
- 5 住宅貸付及び特別住宅貸付の連帯保証人は、その月収額が保証債務の毎月の弁済額の5倍以上でなければならない。
- 6 住宅貸付及び特別住宅貸付の連帯保証人は、同一人が3件（その者が住宅貸付等の借受人であるときは2件）以上を保証することはできない。

第15条関係

第2項

第一号から第三号までの「本部長が必要と認める書類」とは、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 住宅等を取得した場合 登記事項証明書又はその事実を証するに足る書類、住宅を建築したことを証する書類（土地のみ取得した後に住宅を建築した場合に限る。）
- (2) 住宅等を借り入れた場合 借入れの事実を証するに足る書類

- (3) 住宅を増改築又は修繕した場合 工事完了報告書又はその事実を証するに足る書類

第16条関係

第4項

期末手当等の支給日に弁済することができる回数は、弁済期間内の期末手当等の回数とする。

第5項

- 1 元利均等弁済（貸付けごとの弁済期間に応じ、弁済元金に支払利息を加えた額が均等となる額を弁済することをいう。以下同じ。）の毎月の弁済額は、貸付金額に次の計算式で算出した賦金率を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、最終月で調整する。

$$R/12 \times (1 + R/12)^n / (1 + R/12)^{n-1} \text{ (小数点第11位四捨五入)}$$

R = 貸付利率、n = 弁済月数、[^] = べき乗

- 2 元利均等期末手当等併用弁済（弁済期間内の毎月の報酬の支給日の元利均等弁済と併せて、期末手当等の支給日に貸付金の額の2分の1の範囲内の額について弁済元金に支払利息を加えた額が均等となる額を弁済することをいう。以下同じ。）の期末手当等の支給日の弁済額は、貸付金額のうち期末手当等の支給日に弁済する額の総額に次の計算式で算出した賦金率を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、最終月で調整する。

$$R/12 \times 6 \times (1 + R/12 \times 6)^n / (1 + R/12 \times 6)^{n-1} \text{ (小数点第11位四捨五入)}$$

R = 貸付利率、n = 弁済月数、[^] = べき乗

第7項

- 1 元金均等弁済（弁済元金が均等となる額に支払利息を加えた額を弁済することをいう。以下同じ。）及び元利均等弁済において一部弁済（臨時に貸付金の一部を弁済することをいう。以下同じ。）ができる額は、当該一部弁済を行う前の弁済計画における各月の弁済元金のうち、一部弁済を行おうとする月の翌月から任意の月までの弁済元金の合計額とする。
- 2 元金均等期末手当等併用弁済（弁済期間内の毎月の報酬の支給日の元金均等弁済と併せて、期末手当等の支給日に貸付金の額の2分の1の範囲内の額について弁済元金が均等となる額を弁済することをいう。）及び元利均等期末手当等併用弁済において一部弁済ができる額は、当該一部弁済を行う前の弁済計画における各月及び期末手当等の支給日の弁済元金のうち、一部弁済を行おうとする月の翌月から任意の期末手当等の支給日の属する月までの弁済元金の合計額とする。
- 3 元利均等期末手当等併用弁済における一部弁済は、期末手当等の支給日の属する月においてのみ行うことができる。
- 4 元利均等期末手当等併用弁済において全部弁済（臨時に貸付金の全部を弁済することをいう。）をする場合は、期末手当等弁済分残高にかかる経過利息も併せて徴収する。この場合における経過利息は、次の各号のとおりとする。なお、第22条の規定により弁済が行われる場合についても同様とする。

- (1) 弁済する月が6月又は12月 当該弁済月にかかる期末手当等の支給日にお

ける弁済予定額であった額のうち支払利息に相当する額

- (2) 弁済する月が前号以外の月 次回の期末手当等の支給日における弁済予定額であった額のうち支払利息に相当する額を6で除して得た額に、前回の期末手当等の支給日の属する月の翌月からの経過月数を乗じて得た額

第17条関係

第1項

貸付金に付する各月の支払利息は、貸付日において適用された第1項各号に定める率により算定する。

第3項

元利均等期末手当等併用弁済において期末手当等の支給日に徴収する支払利息の計算は、前回弁済後の期末手当等弁済分残高に第17条第1項第一号に定める率を乗じて12で除して得た額（1円未満の端数があるときは切り捨て）に、経過月数（前回弁済が行われた月の翌月から期末手当等の支給日の属する月までの月数）を乗じて得た額とする。

なお、第1回目の期末手当等の支給日に徴収すべき経過利息の額は、経過月数を貸付けが行われた月の翌月から期末手当等の支給日の属する月までの月数として算定した額とする。

第18条関係

- 1 第1項又は第2項の事由により弁済の猶予を受けようとする場合は、貸付金弁済猶予申請書（災害）に風水害、地震、火災その他非常災害により組合員又はその被扶養者が被害を受けたことを証明する書類（罹災証明書等）の写しを添付するものとする。
- 2 第3項の事由により弁済の猶予を受けようとする場合は、貸付金弁済猶予申請書（育児休業）に育児休業の事実を証明する書類（人事異動通知書等）の写しを添付するものとする。
- 3 支部長は、前2項の申出があつてこれを承認した場合は、貸付金弁済猶予承認書を借受人に交付するものとする。

第19条関係

第1項

- 1 支部長は、借受人の報酬から毎月の弁済額の払込みを受けるため、貸付弁済金徴収依頼書を毎月給与支給機関に提出しなければならない。期末手当等から弁済額の払込みを受け、又は第22条第二号の規定により退職手当から貸付金の残額及び支払利息の弁済を受ける場合について準用する。
- 2 借受人がただし書きの規定による臨時の弁済を行う場合には、支部長の指定する預金口座への振込みにより行うものとする。この場合において、領収書の発行について借受人からの申出があつた場合には、支部長は領収書を発行することができるものとする。なお、第2項又は第22条の規定により弁済が行われる場合についても同様とする。

第20条関係

- 1 その他本部長が貸付けを行うことが不相当と認める組合員とは、次に掲げるものとする。
 - (1) 破産及び民事再生の申立てからその決定までにある組合員
 - (2) 過去に重大な貸付事故を起こした組合員
 - (3) その他上記に準ずる理由で、支部長が不相当と認めた組合員
- 2 支部長は、貸付けを行わないことを決定したときは、申込者に対し、理由を付して通知しなければならない。

第23条関係

- 1 債権譲渡元組合は、借入申込書、借用証書、貸付金台帳等その他関係書類を添付して債権譲渡先組合に対し、債権譲渡日より10日以内に債権譲渡の通知をしなければならない。
- 2 債権譲渡元組合は、債権譲渡にかかる借受人に対し、貸付金債権を債権譲渡先組合に債権譲渡した旨を通知しなければならない。
- 3 債権譲渡先組合は、債権譲渡元組合へ債権譲渡に係る貸付金の残額を債権譲渡日の属する月の末日までに支払うものとする。

第24条関係

第1項

地方の組合に対する貸付金（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第112条第1項第4号の規定による貸付け）の残額を弁済するための資金を貸し付ける場合は、地方の組合で発行した当該貸付けに係る残高証明書をもって第9条第2項に規定する書類に代えることができる。この場合における貸付金額は、第8条の規定により算定した貸付限度額（ただし、住宅貸付については、2,000万円とする。）と残高証明書による貸付金の残額のうち、いずれか少ない額を限度として組合員が申し込んだ額（同条第7項の規定により1千円単位）とする。

第2項

- 1 「本部長が別に定める書類」とは、次の各号のいずれかの書類とする。
 - (1) 地方の組合において第6条各号に規定する貸付けに相当する制度がない場合には、その事実を確認できる書類
 - (2) 地方の組合において第6条各号に規定する貸付けに相当する制度があった場合であっても、当該貸付制度において貸付けの条件を満たさないこと等の理由により貸付けを受けられないときは、その事実を確認できる書類
- 2 支部長は、借受人が組合に貸付金を繰上弁済するために異動先の地方の組合から第6条各号に掲げる貸付けに相当する貸付けを受けようとする場合で、借受人から当該貸付けの残高証明を求められたときは、これを証明しなければならない。

第4項

- 1 「本部長が別に定める機関」とは、次の各号に掲げる機関とする。
 - (1) 臨時金利調整法（昭和22年法律第181号）第1条第1項に定める金融機関（銀行、信託会社、保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、中小

企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の9第1項第1号又は第3号の事業を行う協同組合連合会をいい、「その他貯金の受入及び資金の融通を業とするもの」を除く。）

- (2) 住宅金融支援機構、都市再生機構、雇用・能力開発機構、沖縄振興開発金融公庫及び地方公共団体
 - (3) 都道府県互助会等であって支部長が定めるもの
- 2 公庫等又は本部長が定める機関に対する貸付金の残額を弁済するための資金を貸し付ける場合は、公庫等又は本部長が定める機関で発行した当該貸付に係る残高証明書等を提出させるものとする。この場合における貸付金額は、第8条の規定により算定した貸付限度額と当該公庫等又は本部長が定める機関の残高証明書による貸付金の残額のうち、いずれか少ない額を限度として組合員が申し込んだ額(同条第7項の規定により1千円単位)とする。
- 3 公庫等又は本部長が定める機関に対する貸付金の残額を弁済するための貸付けを受けようとする組合員は、引き続き組合員となった日から3月以内に、支部長に借入申込書を提出しなければならない。
- 4 「本部長が別に定める書類」とは、次の各号に掲げる書類とする。
- (1) 公庫等又は本部長が別に定める機関が発行する残高証明書等
 - (2) 第9条第2項各号に定める書類
 - (3) 物資貸付若しくは特別貸付又は住宅貸付であって、既に支払手続き等が完了している場合は、(1)の書類に代えて第15条第1項又は第2項に定める書類
- 5 住宅の用に供する土地の購入又は借入れに要する費用に充てるために、法第124条の2第1項の規定の適用を受けている間に当該公庫等又は本部長が定める機関から貸付金を借り受けた者は、当該貸付金を借り受けた日から起算して5年以内に当該土地に住宅を建築しなければならない。ただし、当該貸付けを受けた後において当該期間内に住宅を建築することが困難になった場合であって、かつ、支部長が特に必要と認めたときは、更に5年の範囲内で支部長が認めた日まで当該期間を延長することができる。

第5項

「本部長が別に定める書類」とは、次の各号のいずれかの書類とする。

- (1) 公庫等において第6条各号に規定する貸付けに相当する制度がない場合には、その事実を確認できる書類
- (2) 公庫等において第6条各号に規定する貸付けに相当する制度があつた場合であっても、当該貸付制度において貸付けの条件を満たさないこと等の理由により貸付けを受けられないときは、その事実を確認できる書類
- (3) 公庫等又は本部長が定める機関において第6条各号に掲げる貸付けに相当する貸付けを受けた場合に、組合員にとって不利益となるときは、その事実を確認できる書類
- (4) (1)から(3)までに掲げる事由以外において支部長が特に認める場合には、支部長が必要と認める書類

第25条関係

本部長が定める書類の様式は、別表のとおりとする。

第26条関係

- 1 支部長は、貸付金台帳を備え付け、所要事項を記入し整理しなければならない。
- 2 支部長は、貸付けを実行するに当たっての所要額を取りまとめ、貸付資金回送申請書を本部長に提出し、資金の回送を受けることができる。ただし、特別住宅貸付を行うための貸付資金の回送を求めるときは、特別住宅貸付資金回送申請書を本部長に提出するものとする。また、組合員から特別住宅貸付の弁済があったときは、ただちに当該弁済金を本部長に回送するとともに、特別住宅貸付金弁済報告書により本部長に報告しなければならない。なお、第23条第1項により債権譲渡元組合へ支払う場合は、債権譲渡に伴う貸付資金回送申請書を本部長に提出するものとする。
- 3 支部長は、貸付資金に余裕金が生じたときは、本部長に送金しなければならない。
- 4 借受人が組合の他の支部へ異動した場合、支部長は次に定めるところにより移管手続きを行わなければならない。
 - (1) 異動元の支部長は、異動先の支部長に貸付金移管通知書、借入申込書、借用証書、貸付金台帳等（以下「貸付金移管通知書等」という。）を送付しなければならない。
 - (2) (1)により貸付金移管通知書等の送付を受けた異動先の支部長は、異動元の支部長に貸付金移管通知受領書を送付しなければならない。
 - (3) (1)及び(2)により貸付金移管通知書等を送付し、又は受領した支部長は、それぞれ本部勘定を出納整理し、貸付金を整理しなければならない。
- 5 事務手続上、必要な書類の様式は、別表のとおりとする。

附 則

- 1 この運用方針は、平成23年12月1日から施行する。
- 2 文部科学省共済組合貸付規程及びこの運用方針（この項において「規程等」という。）の施行日前に現に使用していた様式であって、規程等に定める要件を具備しているものについては、当分の間これを取り繕い使用することができるものとする。